

児童虐待事例検証報告書（概要）

（平成30年12月発生 1歳児死亡事例）

令和3年5月

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等検証部会

1 事例検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、平成30年12月1日にB市内で1歳4か月の男児が死亡した事例について原因等を分析し、今後取り組むべき課題や方策を検討することにより、再発防止策を福岡県に提言するもの。

2 事例の概要

B市の父（23歳）と母（23歳）は、平成30年11月に自宅で当時1歳4か月の三男（本児）に全治3週間のけがをさせた傷害の疑いで令和元年11月6日に逮捕された。

三男（本児）は、平成30年12月に肺感染症で死亡しているが、その際、全身に外傷があり、また、死亡時の体重は1歳4か月児平均の約10kgを下回っていた。

父母は、令和元年11月27日、生存に必要な保護をせずに三男（本児）を死亡させたとして、保護責任者遺棄致死の疑いで再逮捕され、令和元年12月19日、父は傷害罪及び保護責任者遺棄致で、母は保護責任者遺棄致死罪で起訴された。

3 事例における課題

（1）家族関係、母の妊娠・出産に関する状況の把握

- B市は、母を特に養育支援が必要な特定妊婦と認識しているが、支援者である父や親族の状況等、養育環境の把握を行っていない。
- B市は、父について、関係機関から母へのDVの疑い等があることを聴いているが、夫婦の関係性の把握を行っていない。
- B市は、関係機関から、長男を置いて父母で外出していることを聴いているが、事実関係について調査をしておらず、虐待のリスク判断が適正になされていない。
- 福岡県A児童相談所（以下「児童相談所」という。）は、通告があった「長女の妊婦健診の受診勧奨」のみを行い、虐待リスクを判断するための家族全体のアセスメントを行っていない。

（2）乳幼児健診未受診家庭に対する発育状況等の把握

- B市は、当家庭は養育力不足のため見守り支援が必要とされていたにもかかわらず、身長や体重など発育状況の確認をしていない。
- B市は、家庭訪問時に、家の中から三男（本児）と思われる泣き声がしていたが、帰宅した父の言葉を信じ、事実確認をしていない。
- B市は、健診未受診が続いていたにもかかわらず、安全確認や家庭全体のアセスメントを行っておらず、虐待に対する適正なリスク判断がされていない。

（3）要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）における連携体制、組織的対応、職員の専門性

- 要対協における健診未受診の背景にある家族の課題の把握、リスク判断等が不十分であったため、三男（本児）の安全確認について、具体的にどの機関が責任を持って行うのかが決められておらず、母が市に保育所入所を断って以降、安全確認が行われていない。
- 平成30年7月に三男（本児）を目視して以降、関係機関による家庭訪問等や市と児童相談所の情報共有はなく、要対協実務者会議は開催されていない。

(4) 児童相談所の危機意識の欠如

- 児童相談所は、子どもを置いて両親が外出しているとの通告や世帯を見かけていない旨の相談を受け、要対協実務者会議において、健診未受診や三男（本児）が目視できていない状況が続いているとの情報も得ている中、虐待リスクに対する危機意識の欠如から、他機関による見守りと位置づけ、自ら積極的な介入を行わず、また市に対する助言、指導が不十分であった。

4 再発防止に向けた提言

(1) 乳幼児健診未受診者に対する市町村の役割

- 市町村は、乳幼児健診未受診が続く場合、リスクが高いことを自覚し、持ち運び可能な身長・体重計を備えて置くなど、必ず身体の様子が測定できる体制を備えること。
- 市町村は、特に養育支援が必要な母親に対して支援を行う場合、世帯の状況を把握、整理するとともに、要対協を通じ関係機関と共有し、適切な支援に繋げること。
- 市町村は、在宅で保育園等に行っていない就学前の子どもについて、定期的な家庭訪問等により、安全確認を行うこと。

(2) 児童相談所と市町村との連携

- 児童相談所及び市町村は、乳幼児健診の未受診が続き、特に子どもが増えるにつれ未受診が顕著になる場合は、安否確認ができていないことに対する強い危機意識を持つこと。
- 児童相談所は、主となる支援機関が市町村であっても、「緊急度アセスメントシート」及び「子どもの安全確認チェックリスト」等により虐待のリスクを適正に判断し、権限行使を背景とした介入（一時保護等）に積極的に取り組むこと。
- 市町村が保護者の養育に関する調査等を適切に行ったうえで、児童相談所と役割分担して行う「乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール」（福岡ルール（仮称））を定め、これをモデルとし、児童相談所と市町村とが連携して安全確認に取り組むこと。

(3) 要対協の適切な運営と機能強化

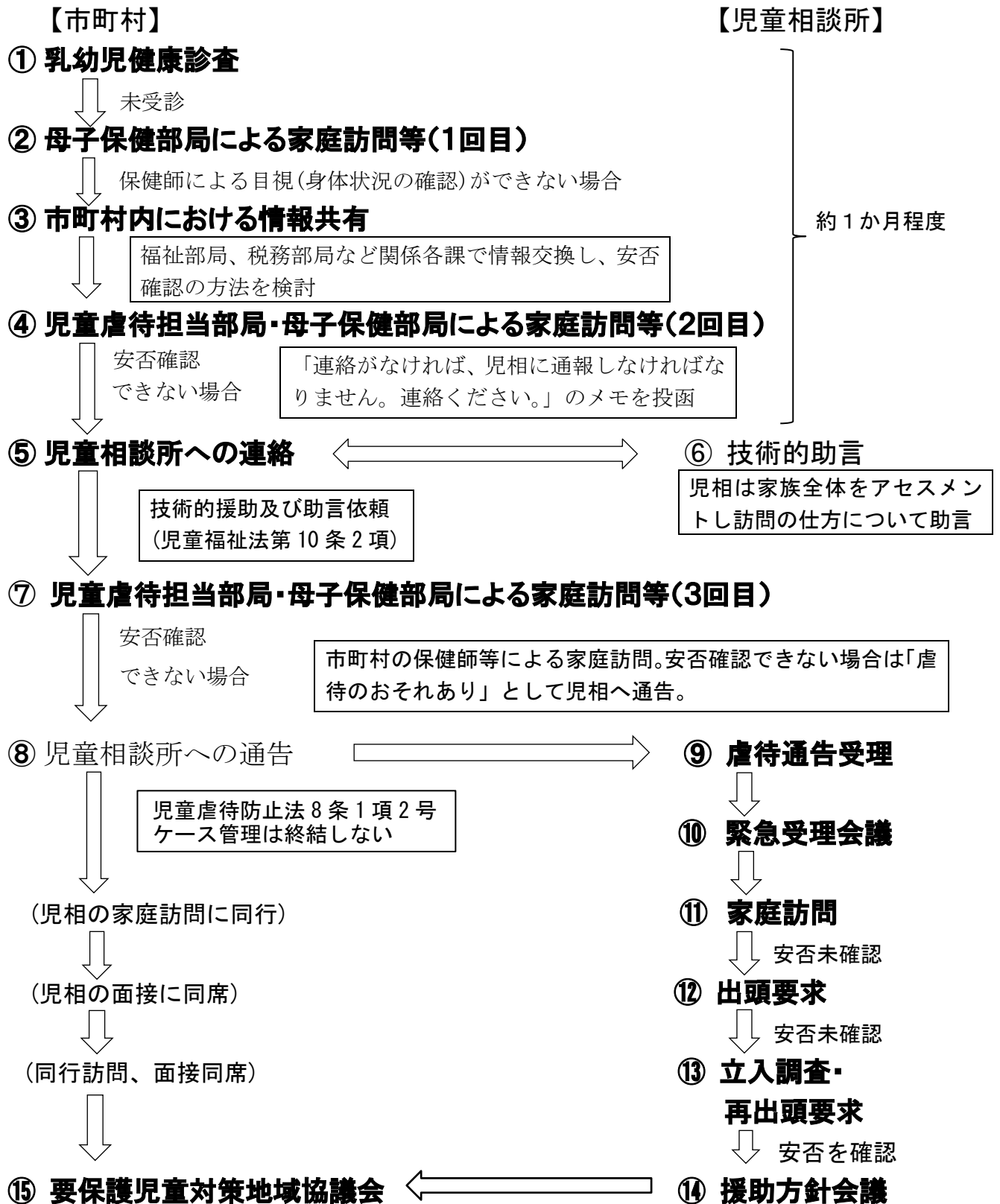
- 要対協においては、専任の調整担当者のもと、「緊急度アセスメントシート」及び「子どもの安全確認チェックリスト」を活用して家族全体をアセスメントするとともに、主たる支援機関や管理目標を定め、定期的に進行管理していくこと。
このため、県は、要対協に対し、以下に留意した研修を実施すること。
- ① 乳幼児健診未受診の背景にある家族全体の課題の把握、リスク判断を適切に行い、ケースに応じた管理を徹底する。
- ② 特に、養育状況の把握等が難しいケースでは、速やかに個別ケース検討会議を開催し、情報共有するとともに、民生委員等を活用したモニタリング体制を構築する。
- ③ 乳幼児健診未受診者の安全確認を行う際には、保健師等の専門家による目視と身長・体重の確認を徹底する。
- ④ 要対協の実務者会議においては、主たる支援機関や管理する目標の推移等が明示された資料により、進行管理を行う。

(4) 児童相談所職員及び市町村職員の専門性等の向上

- 児童相談所は、児童を虐待から守る専門機関として危機意識を強く持ち、要対協の全児童虐待ケースについて、家族全体のアセスメントを的確に行い助言指導し、状況に応じ、自ら安全確認を行うこと。
- 県は、現場での対応力を高めるため、検証事例を踏まえた研修や児童相談所職員と市町村職員の合同による乳幼児健診未受診者への対処方法に関する演習などを実施すること。
- 県は、市町村が整備に努めることされた「子ども家庭総合支援拠点」が早急に整備されるよう様々な機会を通じ市町村に働きかけること。

乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール 「福岡ルール（仮称）」

※太字は主担当機関を表している。



児童相談所は、⑨虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑩から⑬)を行う。安否確認後、⑭援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑮要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。